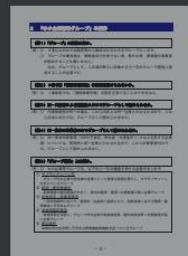




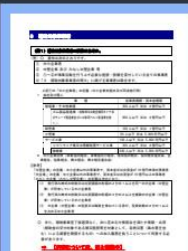
10



11



12



小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

2 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

【参考】

「中堅企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

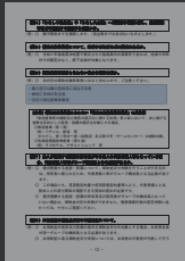
「大企業」の定義：中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

「みなし大企業（みなし中堅企業）」の定義は次のとおり。

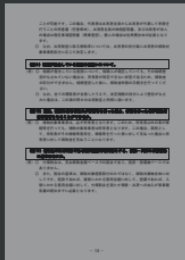
- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

○ また、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険・共済（補助金の交付対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害を含む）による損害を補償するもの）への加入義務を負うことについて同意する必要があります。

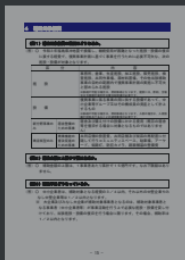
⇒ **【内容については、国と調整中】**



15



16



17



- なお、福島県では以下の全ての要件を満たす”特定被災事業者”について、5億円を上限に定額補助（国2／3、県1／3）を行います。

【要件】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

⇒ 【内容については、国と調整中】

- ② 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する者であつて、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
- ・ 直接被害：地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けた事業者
 - ・ 間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化した事業者
 - ・ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開し、又は県内の他の地域に避難して事業を再開した事業者
- ③ 復興途上にある事業者：売上高が東日本大震災以降20%以上減少（※）している事業者
- （※）「東日本大震災前」と「福島県沖地震被災前」との比較
- ④ 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に係る債務を抱えている事業者
- ⑤ 福島県沖地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

なお、特定被災事業者に該当するかの可否は次の問4にて判断します。

五 令和3年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者。

7 スケジュール

復興事業計画の募集期間	令和3年3月30日(火)～令和3年5月7日(金) 午後5時(必着)まで 【グループ代表者 → 県】
計画認定通知【予定】	令和3年6月下旬 【県 → グループ代表者】
補助金交付決定【予定】	令和3年6月下旬 【県 → グループ構成員】 ※「補助金交付申請書」の最終審査を経て「交付決定通知書」を発行します。 なお、計画認定又は交付決定に至らなかった場合は、次回公募等に向けて事前調整を行います。

※ 2回目以降の公募については、決定次第お知らせいたします。

※ 今回の公募については、遡及適用が認められるため、実績報告書の提出を併せて行っていただいてもかまいません。

ただし、グループ認定をもってお支払いを確約するものではありません。(実績確定には、個別に現地調査等が必要となります。)

8 復興事業計画の提出

(1) 提出書類

別紙「中小企業等グループ補助金(令和3年福島県沖地震)提出書類等様式集」参照。

(2) 提出期限

令和3年5月7日(金) 午後5時 必着

(3) 提出先(郵送先)

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎8階

福島県 商工労働部 経営金融課(電話 024-521-8658)